

公募型企画競争に関する公告

次のとおり公募型企画競争を実施します。

平成 28年 8月 15日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構

奈良医療センター 院長 星田 徹

1. 競争に付する事項

(1) 契約件名：検体検査運営委託業務 一式

(2) 業務内容：奈良医療センターにおける検体検査実施体制を院内検査委託方式(ブランチラボ)及び外部委託検査方式により委託する。

①委託検査項目 公募型企画競争説明書による

②予定数量 公募型企画競争説明書による

(3) 委託期間：平成29年2月1日～平成34年1月31日（5年間）

(4) 履行条件：公募型企画競争説明書による

(5) 履行場所：独立行政法人国立病院機構奈良医療センター 研究検査科

(6) 選定方法：委託事業者の選定は、競争に参加する者の必要資格に関する事項を満たす者で、かつ予定価格の範囲内で見積書を提出した物のうちから「奈良医療センター検体検査運営委託業務企画提案書」（以下「企画提案書」という。）の評価と見積価格の評価の合計が最も高い者を第一交渉権者に決定する。

なお、評価指数の計算は、「企画提案書の評価点数」÷「見積額」とする。

(7) 見積書の作成方法

①見積対象の検査及び数量

上記(3)の期間、奈良医療センターにおいて予定される検体検査**全項目の総額**及び管理料(新規検査機器等導入費用を含む)

②見積方法

ア 見積金額については、委託に要する一切の費用として、検査項目ごとの見積単価総額及び管理料(機器導入経費は管理料に含む)を合算した額を記載すること。

イ 見積単価については、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

(8)その他

契約は、管理料については見積金額を契約月数で除した金額を固定費とし、検査項目については見積単価による単価契約とする。

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1)契約細則第5条、第6条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付され、近畿地区の競争参加資格を有する者であること。

(3)医療法第15条の2及び医療法施行規則第9条の8の各項の規定を満たしていること。

(4)業務を行う衛生検査所が、臨床検査技師等に関する法律で既定する衛生検査所として登録されていること。

(5)各委託検査項目の検査方法、検体量、報告日数、基準値、報告単位、再委託の有無等について提出できること。

(6)再委託の有無に関わらず、入札対象の全ての検査項目を受託できること。

(7)契約細則第4条第4項の規定に基づき、経理責任者が別に定める資格を有する者であること。

3. 企画提案書・見積書の提出場所、公募型企画競争説明書の交付場所・問合せ先

〒630-8053 奈良県奈良市七条二丁目789番地

独立行政法人国立病院機構奈良医療センター 企画課 契約係長

電話番号 0742-45-4591 内線314

4. 公募型企画競争説明会の日時及び場所

本件については省略

5. 提案書の提出及び見積の実施等

(1) 企画提案書及び見積書の受領期限

① (企画提案書) 平成28年 9月 20日(火曜) 17時00分

② (見積書) 平成28年 10月 4日(火曜) 17時00分

※企画提案書については正本1部・副本8部、見積書については1部提出のこと。

※郵送する場合には受領期限までに必着のこと。

(2) 企画競争(プレゼンテーション)の日時及び場所

平成28年 9月 27日(火曜)とし、具体的な時間及び場所については、追って連絡する。

(3) 見積書開封の日時及び場所

平成28年 10月 6日(木曜) 14時00分 院内会議室

(その他)

提出された企画提案書及び見積書は返却しない。

6. 総合評価結果の通知等

(1) 当委託業務にかかる企画提案と見積額について、総合的な評価を行い、最高の評価を得た申込者

を選定し、第一交渉権者を決定する。

(2) 通知日

平成28年 10月 6日(木曜)以降

(3) 通知方法

書面により、交渉権者の氏名及び住所及び評価結果を競争参加者全員に対し、通知する。

(4) その他

① 経理責任者は、第一交渉権者と委託契約に関する交渉・協議を行い、合意した場合に契約を締結する。

② なお、契約は、公募型企画競争説明書及び選定した企画提案書の内容に基づき、受託者が遂行すべき準備、業務内容、委託条件等を協議のうえ定め締結する。

③ 第一交渉権者との協議・交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかつ

た場合は、総合評価の高い順から他の交渉権者と交渉・協議を行うことがある。

7. その他必要な事項

(1) 見積及び契約手続に仕様する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 企画提案書等の提案者に要求される事項

この公募型企画競争に参加を希望する者は、企画提案書及び封印した見積書を受領期限内までに提出しなければならない。

なお、提案者は、見積書開封日の前日までの間において経理責任者から提案書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(5) 見積書に添付する電磁的記録媒体

見積を提出する際には、見積書と併せて当院が指定する内訳書を、CD-R又はUSB媒体等に記録し、提出しなければならない。ただし、開札を行い、予定価格の制限に達した価格の入札がなく、再度入札を行う場合はこの限りではない。

(6) 当公告に示した競争参加資格のない者の提出した企画提案書及び見積書、提出者に求められる義務

を履行しなかった者の提出した企画提案書及び見積書は無効とする。

(7) 詳細は公募型企画競争説明書による。